

参照条文

○中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）（抄）

（退職金）

第十条 機構は、被共済者が退職したときは、その者（退職が死亡によるものであるときは、その遺族）に退職金を支給する。ただし、当該被共済者に係る掛金の納付があつた月数（以下「掛金納付月数」という。）が十二月に満たないときは、この限りでない。

2 退職金の額は、次の各号に掲げる掛金納付月数の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 二十三月以下 被共済者に係る納付された掛金の総額を下回る額として、掛金月額及び掛金納付月数に応じ政令で定める額（退職が死亡による場合にあつては、被共済者に係る納付された掛金の総額に相当する額として、掛金月額及び掛金納付月数に応じ政令で定める額）

二 二十四月以上四十二月以下 被共済者に係る納付された掛金の総額に相当する額として、掛金月額及び掛金納付月数に応じ政令で定める額

三 四十三月以上 次のイ及びロに定める額を合算して得た額
イ 被共済者に係る納付された掛金の総額を上回る額として、掛金月額及び掛金納付月数に応じ政令で定める額

ロ 計算月（その月分の掛金の納付があつた場合に掛金納付月数が四十三月又は四十二月に十二月の整数倍の月数を加えた月数となる月をいう。以下この号及び第四項において同じ。）に被共済者が退職したものとみなしてイの規定を適用した場合に得られる額（第四項において「仮定退職金額」という。）に、それぞれ当該計算月の属する年度（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）に係る支給率を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）を合算して得た額

3 （略）

4 第二項第三号ロの支給率は、厚生労働大臣が、各年度ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、当該年度の前年度の運用収入のうち同号ロに定める額の支払に充てるべき部分の額として算定した額を当該年度に計算月を有することとなる被共済者の仮定退職金額の総額で除して得た率を基準として、当該年度以降の運用収入の見込額その他の事情を勘案して、当該年度の前年度末までに、労働政策審議会の意見を聴いて定めるものとする。

5 （略）

(退職金の分割支給等)

第十二条 機構は、前条の規定にかかわらず、被共済者の請求により、退職金の全部又は一部を分割払の方法により支給することができ。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 退職金の額が厚生労働省令で定める金額未満であるとき。
- 二 被共済者が退職した日において六十歳未満であるとき。
- 三 被共済者が退職金の一部を分割払の方法により支給することを請求した場合において、次項に規定する分割払対象額が厚生労働省令で定める金額未満であるとき又は当該退職金の全額から同項に規定する分割払対象額を減じた額が厚生労働省令で定める金額未満であるとき。
- 2 被共済者が退職金の一部について分割払の方法により支給を受けようとする場合における前項の請求は、当該分割払の方法により支給を受けようとする退職金の一部の額(以下この条において「分割払対象額」という。)を定めてしなければならない。
- 3 分割払の方法による退職金の支給期月は、毎年二月、五月、八月及び十一月とする。
- 4 分割払の方法による退職金の支給の期間(次項において「分割支給期間」という。)は、被共済者の選択により、第一項の請求後の最初の支給期月から五年間又は十年間のいずれかとする。
- 5 支給期月ごとの退職金(次条において「分割退職金」という。)の額は、退職金の額(退職金の一部について分割払の方法により支給する場合にあつては、分割払対象額)に、分割支給期間に応じ政令で定める率(次条第二項において「分割支給率」という。)を乗じて得た額とする。
- 6 第一項の規定に基づき退職金の一部を分割払の方法により支給することとした場合においては、当該退職金の全額から分割払対象額を減じた額を一時金として支給する。

第十三条 機構は、退職金の全部又は一部を分割払の方法により

支給することとした場合において、次の各号に掲げる事由が生じたときは、それぞれ当該各号に定める者に対し、その事由が生じた時までに支給期月の到来していない分割退職金の額の現価に相当する額(以下この条において「現価相当額」という。)の合計額を一括して支給するものとする。

- 一 被共済者が死亡したとき。 相続人
- 二 被共済者に重度の障害その他の厚生労働省令で定める特別の事情が生じた場合であつて、その者が機構に対し現価相当額の合計額を一括して支給することを請求したとき。 その者
- 2 現価相当額は、分割退職金の額を当該額に係る分割支給率の算定の基礎となつた利率として厚生労働大臣が定める利率による複利現価法によつて前項各号に掲げる事由が生じた後における直近の支給期月から当該分割退職金に係る支給期月までの期間に依りて割り引いた額とする。

(過去勤務期間の通算の申出等)

第二十七条 退職金共済契約の申込みを行おうとする者(その者の雇用する従業員について現に退職金共済契約を締結しているものを除く。)は、その申込みを行う際に、被共済者となるべき従業員の過去勤務期間(当該申込みを行おうとする者に雇い入れられた日から退職金共済契約の効力が生ずる日の前日までの継続して雇用された期間から第三条第三項各号に掲げる者であった期間のうち厚生労働省令で定める期間を除いた期間(その期間に一年未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)をいう。以下同じ。)の月数(その月数が百二十月を超えるときは、百二十月)を当該退職金共済契約に係る掛金納付月数に通算することを希望する旨の申出をすることができる。

2 前項の申出は、退職金共済契約の申込みが行われることにより同時に退職金共済契約の被共済者となるべきすべての者についてしなければならない。

3 第一項の申出は、第二十九条第一項第一号の規定による退職金の額の算定の基礎となる過去勤務期間に係る掛金月額(以下「過去勤務通算月額」という。)を定めて、しなければならない。

4 過去勤務通算月額は、掛金月額の推移等を考慮し、第四条第三項に規定する区分に準じて厚生労働省令で定める額(五千元(短時間労働被共済者にあつては、一千元)以上の額とする。)のうちから、当該被共済者に係る退職金共済契約の効力が生ずる日における掛金月額を超えない範囲において定めなければならない。

5 第三項の規定により定められた過去勤務通算月額は、機構が当該被共済者に係る退職金共済契約の申込みを承諾した後は、変更することができない。

(過去勤務掛金の納付)

第二十八条 前条第一項の申出をした共済契約者は、当該申出に係る被共済者について、退職金共済契約の効力が生じた日の属する月から五年(過去勤務期間が五年に満たないときは、当該過去勤務期間の年数)を経過する月(その月前に被共済者が退職したとき、又は退職金共済契約が解除されたときは、退職の日又は退職金共済契約の解除の日の属する月)までの掛金が納付されている各月につき、過去勤務通算月額に過去勤務期間の年数に応じ政令で定める率に次条第一項第一号の規定による退職金の額のうち第十条第二項第三号ロに定める額の支払に要する費用を考慮して厚生労働大臣の定める率を加えて得た率を乗じて得た額の毎月分の過去勤務掛金を翌月末日(退職金共済契約が効力を生じた日の属する月分の過去勤務掛金にあつては、翌々月末日)までに納付しなければならない。

2 4 (略)

(退職金相当額の受入れ等)

第三十条 機構は、退職金共済事業を行う団体であつて厚生労働省令で定めるものとの間で、当該団体が行う退職金共済に関する制度に基づきその退職につき退職金の支給を受けることができる者(当該退職をした者に限る。)が申し出たときはその者に係る退職金に相当する額を当該団体から機構に引き渡すことその他厚生労働省令で定める事項を約する契約を締結している場合において、当該退職をした者が退職後厚生労働省令で定める期間内に、当該退職金を請求しないで退職金共済契約の被共済者となり、かつ、厚生労働省令で定めるところにより申出をしたときは、当該団体との契約で定めるところによつて当該団体から引き渡される当該退職金に相当する額を受け入れるものとする。

2 機構が前項の受入れをした場合において、同項の退職金共済契約の被共済者となつた者が退職したときは、次に定めるところにより、退職金を支給する。

一 第十条第一項ただし書の規定は、適用しない。

二 退職金の額は、第十条第二項の規定にかかわらず、次のイ又はロに掲げる掛金納付月数の区分に応じ、当該イ又はロに定める額とする。

イ 十一月以下 当該受入れをした日の属する月の翌月から当該被共済者となつた者が退職した日の属する月までの期間につき、当該受入れに係る金額に対し、政令で定める利率に厚生労働大臣が定める利率を加えた利率の複利による計算をして得た元利合計額(当該受入れをした日の属する月に当該被共済者となつた者が退職したときは、当該受入れに係る金額。ロにおいて「計算後受入金額」という。)

ロ 十二月以上 第十条第二項の規定により算定した額に計算後受入金額を加算した額

3、4 (略)

○確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)(抄)

(適格退職年金契約に係る資産の独立行政法人勤労者退職金共済機構への移換)

附則第二十八条 中小企業退職金共済法第二条第一項に規定する中小企業者(以下この条において単に「中小企業者」という。)であつて、新法人税法附則第二十条第三項に規定する適格退職年金契約を締結しているものが、平成二十四年三月三十一日までの間に、その雇用する従業員を被共済者として中小企業退職金共済法第二条第三項に規定する退職金共済契約(以下この条において単に「退職金共済契約」という。)を締結した場合において、当該適格退職年金契約の相手方が、独立行政法人勤労者退職金共済機構(以下この条において「機構」という。)との間で、当該退職金共済契約の被共済者となつた者について、当該適格退職年金契約に係る被共済者持分額(当該適格退職年金契約に係る信託財産の価額、保険料積立金に相当する金額又は共済掛金積立金に相当する金額であつて中小企業者が負担した部分の金額のうち、当該被共済者の持分として厚生労働省令で定める方法により算定した額をいう。)の範囲内の金額を機構に引き渡すことその他厚生労働省令で定める事項を約する契約を締結したときは、当該機構との契約で定めるところによつて当該金額(以下この条において「引渡金額」という。)を機構に引き渡すものとする。

2 引渡金額のうち、当該退職金共済契約の効力が生じた日における掛金月額その他の事情を勘案して政令で定める額については、厚生労働省令で定めるところにより、政令で定める月数を当該退職金共済契約の被共済者に係る掛金納付月数に通算するものとする。この場合において、その通算すべき月数は、当該退職金共済契約の被共済者となつた者が適格退職年金契約に係る移行適格退職年金受益者等であつた期間の月数を超えること

ができない。

3 引渡金額から前項の政令で定める額を控除した残余の額を有する当該退職金共済契約の被共済者が退職したときにおける退職金の額は、中小企業退職金共済法第十条第一項ただし書及び第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる前項の規定による通算後の掛金納付月数の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 十一月以下 当該引渡しをした日の属する月の翌月から当該被共済者となつた者が退職した日の属する月までの期間につき、当該残余の額に対し、政令で定める利率に厚生労働大臣が定める利率を加えた利率の複利による計算をして得た元利合計額(当該引渡しをした日の属する月に当該被共済者となつた者が退職したときは、当該残余の額。次号において「計算後残余額」という。)

二 十二月以上 中小企業退職金共済法第十条第二項の規定により算定した額に計算後残余額を加算した額

4、5 (略)

○公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号)(抄)

(解散存続厚生年金基金の残余財産の独立行政法人勤労者退職金共済機構への交付)

附則第三十六条 施行日以後に解散した存続厚生年金基金(当該解散した日における年金給付等積立金の額が責任準備金相当額を下回るものを除く。)は、規約で定めるところにより、その設立事業所の事業主(当該事業主が中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第六十号)第二条第一項に規定する中小企業者である場合に限る。以下この条において同じ。)がその雇用する解散基金加入員(解散した厚生年金基金がその解散した日において老齢年金給付の支給に関する義務を負っていた者をいう。以下同じ。)を中小企業退職金共済法第二条第七項に規定する被共済者として同条第三項に規定する退職金共済契約(以下この条において単に「退職金共済契約」という。)を締結した場合に、附則第三十四条第四項の規定により当該退職金共済契約の被共済者となつた解散基金加入員に分配すべき残余財産(以下この条において「残余財産」という。)のうち被共済者持分額(当該残余財産のうち、当該被共済者となつた解散基金加入員の持分として厚生労働省令で定める方法により算定した額をいう。)の範囲内の額の交付を独立行政法人勤労者退職金共済機構(以下この条において「機構」という。)に申し出ることができ。この場合において、同項中「残余財産」とあるのは、「残余財産(附則第三十六条第一項の規定による申出に従い交付されたものを除く。)」とする。

2 機構が前項の規定による申出に従い残余財産のうち被共済者持分額の範囲内の額の交付を受けた場合において、当該交付された額(以下この条において「交付額」という。)のうち、当該退職金共済契約の効力が生じた日における掛金月額その他の事

情を勘案して政令で定める額については、厚生労働省令で定めるところにより、政令で定める月数を当該退職金共済契約の被共済者に係る掛金納付月数（掛金の納付があった月数をいう。次項において同じ。）に通算するものとする。この場合において、その通算すべき月数は、当該退職金共済契約の被共済者が存続厚生年金基金の加入員であった期間の月数を超えることができな

3 交付額から前項の政令で定める額を控除した残余の額を有する当該退職金共済契約の被共済者が退職したときにおける退職金の額は、中小企業退職金共済法第十条第一項ただし書及び第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる前項の規定による通算後の掛金納付月数の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 十一月以下 当該交付のあった日の属する月の翌月から当該被共済者が退職した日の属する月までの期間につき、当該残余の額に対し、政令で定める利率に厚生労働大臣が定める利率を加えた利率の複利による計算をして得た元利合計額（当該交付のあった日の属する月に当該被共済者が退職したときは、当該残余の額。次号において「計算後残余額」という。）

二 十二月以上 中小企業退職金共済法第十条第二項の規定により算定した額に計算後残余額を加算した額

4 5 6 (略)

7 第一項の規定は、施行日以後に解散した存続厚生年金基金の設立事業所の事業主がその雇用する解散基金加入員を被共済者とする退職金共済契約を当該解散する前から引き続き締結している場合について準用する。この場合において、同項中「被共済者となつた」とあるのは、「被共済者である」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

8 前項において準用する第一項の規定による申出に従い交付額が機構に交付された退職金共済契約の被共済者が退職したとき

における退職金の額は、中小企業退職金共済法の規定にかかわらず、同項の規定による交付額の交付がなかったものとみなして同法の規定により算定した退職金額に、当該交付のあった日の属する月の翌月から当該被共済者が退職した日の属する月までの期間につき、当該交付額に対し、政令で定める利率に厚生労働大臣が定める利率を加えた利率の複利による計算をして得た元利合計額（当該交付のあった日の属する月に当該被共済者が退職したときは、当該交付額）を加算した額とする。

9、10 (略)

○中小企業退職金共済法施行令（昭和三十九年政令第百八十八号）

（抄）

（退職金を分割払の方法により支給する場合の分割支給率）

第二条 法第十二条第五項の政令で定める率は、次の各号に掲げる分割支給期間の区分に応じ、当該各号に定める率とする。

一 五年 千分の五十一に厚生労働大臣の定める率を加えて得た率

二 十年 千分の二十六に厚生労働大臣の定める率を加えて得た率

（過去勤務掛金の額の算定に係る率）
 第四条 法第二十八条第一項の政令で定める率は、過去勤務期間の年数に応じ別表第三の下欄に定める率とする。

別表第三（第四条関係）

年数	率
一年	一・〇一
二年	一・〇二
三年	一・〇三
四年	一・〇四
五年	一・〇五
六年	一・二七
七年	一・四九
八年	一・七一
九年	一・九三
一〇年	二・一六

○中小企業退職金共済法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成十四年政令第二百九十二号）（抄）

（第二条被共済者に係る退職金に関する経過措置）

第二条 施行日前退職金共済契約（平成十四年改正法附則第二条に規定する施行日前退職金共済契約をいう。以下同じ。）の被共済者のうち、その者について過去勤務掛金が納付されたことのない者（以下「第二条被共済者」という。）が施行日以後に退職した場合における退職金の額は、次の各号に掲げる掛金納付月数の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（第一号及び第二号 略）

三 四十三日以上 次のイ及びロに定める額を合算して得た額
イ（略）

ロ 平成八年四月前の期間に係る掛金として旧最高掛金月額を超える額の掛金の納付がなかった旧法契約の第二条被共済者にあつては、次の(1)に定める額とし、それ以外の第二条被共済者にあつては、次の(1)に定める額に(2)に定める額を加算した額

(1) 退職金共済契約が効力を生じた日の属する月から計算月（平成十五年四月以後の計算月に限る。）までの各月分の掛金に係る区分掛金納付月数に同じイ(1)又は(2)に定める額を合算して得た額（以下「特定仮定退職金額」という。）に、それぞれ当該計算月の属する年度に係る第七条第二項の規定により定められる支給率を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを一元に切り上げるものとする。）を合算して得た額
（以下 略）

（支給率に関する経過措置）

第七条 平成十五年以後の各年度に係る新法第十条第二項第三号ロの支給率は、当該各年度の支給率を定める際に当該各年度に特定仮定退職金額又は通算二年法契約特定仮定退職金額を算定することとなる被共済者（次項において「経過措置被共済者」という。）がいる場合には、新法第十条第四項の規定にかかわらず、次項の規定により定めるものとする。

2 平成十五年以後の各年度に係る第二条第一項第三号ロ(1)及び新法第十条第二項第三号ロ（以下この項において「支給率に関する規定」という。）の支給率は、厚生労働大臣が、各年度ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、当該年度の前年度の運用収入のうち支給率に関する規定に定める額の支払に充てるべき部分の額として算定した額を、新法第十条第二項の規定を適用して退職金の額を算定する被共済者及び経過措置被共済者のうち、当該年度に計算月を有することとなる者の同項第三号ロに規定する仮定退職金額、特定仮定退職金額及び通算二年法契約特定仮定退職金額の総額で除して得た率を基準として、当該年度以降の運用収入の見込額その他の事情を勘案して、当該年度の前年度末までに、労働政策審議会の意見を聴いて定めるものとする。

(退職金相当額の受入れ等に関する経過措置)

第十条 新法第二十一条の五の規定は、施行日以後退職金共済契約について適用し、施行日前退職金共済契約については、なお従前の例による。

○中小企業退職金共済法施行規則（昭和三十四年労働省令第二十三号）（抄）

(法第十条第四項の算定した額)

第十七条 法第十条第四項の当該年度の前年度の運用収入のうち同条第二項第三号ロに定める額の支払に充てるべき部分の額として算定した額は、当該年度の前年度の独立行政法人勤労者退職金共済機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十五年厚生労働省令第五百二十二号）第十二条第二項の一般の中小企業退職金共済事業等勘定の給付経理の損益計算における利益の見込額の二分の一とする。

○中小企業退職金共済法施行規則の一部を改正する省令（平成十四年厚生労働省令第四百一十一号）（抄）

附 則

（経過措置政令第七条第二項の算定した額）

第八条 経過措置政令第七条第二項の当該年度の前年度の運用収入のうち支給率に関する規定に定める額の支払に充てるべき部分の額として算定した額は、当該年度の前年度の勤労者退職金共済機構の財務及び会計に関する省令（昭和三十四年労働省令第十八号）第二条第二項の一般の中小企業退職金共済事業等勘定の給付経理の損益計算における利益の見込額の二分の一とする。

一般の中小企業退職金共済事業における収支状況の推移

年 度	予 定 運 用 利 回 り	平 均 運 用 利 回 り	当 期 損 益 金	累 積 剰 余 金 (累 積 欠 損 金)
平成 3 年度	6.60% 5.50% (4月~)	5.86%	436億円	488億円
平成 4 年度	6.60% 5.50%	5.86%	△238億円	250億円
平成 5 年度	6.60% 5.50%	5.46%	△250億円	△ 0億円
平成 6 年度	6.60% 5.50%	4.78%	△427億円	△ 427億円
平成 7 年度	6.60% 5.50%	4.55%	△516億円	△ 943億円
平成 8 年度	4.50% (4月~)	3.84%	△196億円	△1,139億円
平成 9 年度	4.50%	3.53%	△296億円	△1,435億円
平成10年度	4.50%	3.23%	△396億円	△1,831億円
平成11年度	3.00% (4月~)	3.08%	9億円	△1,822億円
平成12年度	3.00%	2.33%	△207億円	△2,029億円
平成13年度	3.00%	1.77%	△372億円	△2,401億円
平成14年度	1.00% (11月~)	1.60%	△170億円	△2,571億円
平成15年度 前 期	1.00%	1.68%	103億円	△2,468億円
平成15年度 後 期	1.00%	5.37%	545億円	△2,684億円
平成16年度	1.00%	2.84%	401億円	△2,283億円
平成17年度	1.00%	8.34%	1,417億円	△ 867億円
平成18年度	1.00%	2.81%	715億円	△ 151億円
平成19年度	1.00%	△2.95%	△1,413億円	△1,564億円
平成20年度	1.00%	△4.88%	△1,929億円	△3,493億円
平成21年度	1.00%	5.67%	1,536億円	△1,956億円
平成22年度	1.00%	0.30%	△101億円	△2,057億円
平成23年度	1.00%	1.80%	316億円	△1,741億円
平成24年度	1.00%	6.89%	2,279億円	539億円

(注) ・下線については予定運用利回りの改正を行ったもの。
 ・平成15年10月以降は、独立行政法人会計基準を適用。
 ・平成2年法改正においては、施行日前における掛金月額部分について、6.60%の利回りを適用。
 ・平成7年法改正以降は、新法施行日前も含めて新たな予定運用利回りを適用。

予定運用利回り変更（3.0%→1.0%）後の付加退職金の
支給率・支給額の状況

年 度	支 給 率	支 給 額（億円）
平成15年度	0	0
平成16年度	0.00233	72
平成17年度	0.00602	188
平成18年度	0.0214	692
平成19年度	0	0
平成20年度	0	0
平成21年度	0	0
平成22年度	0	0
平成23年度	0	0
平成24年度	0	0
平成25年度	0	0

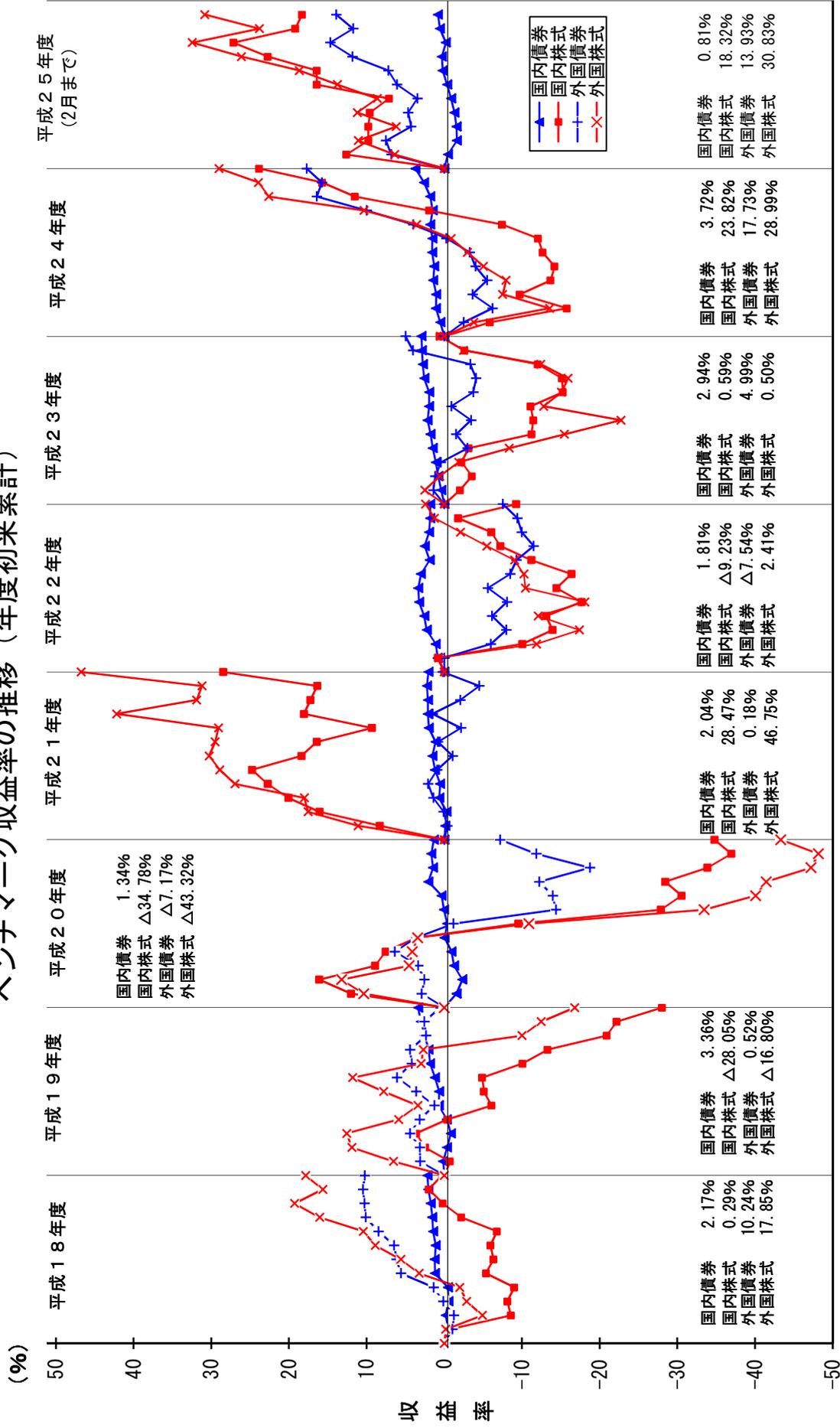
※ 支給額とは前年度の運用収入のうち付加退職金の支払に充てるべき部分の額として算定した額のことである。

主な経済指標

年度・月末	日経平均 (円)	10年国債※ (年%)	円/ドル (円)	円/ユーロ (円)	ベンチマークで用いている指標			
					NOMURA-BPI 総合	TOPIX	シティグループ 世界国債インデックス	MSCI-KOKUSAI
H13.3	13,000	1.275	126.20	110.72	283.83	1,407.73	202.86	1,110.31
H14.3	11,025	1.400	132.74	115.68	286.52	1,179.41	219.98	1,154.10
H15.3	7,973	0.700	117.93	128.85	298.74	886.77	254.02	780.70
H16.3	11,715	1.435	104.26	128.41	293.53	1,340.15	254.41	973.52
H17.3	11,669	1.320	107.09	138.84	299.67	1,359.22	283.20	1,126.39
H18.3	17,060	1.770	117.66	142.56	295.48	2,009.57	305.09	1,447.61
H19.3	17,288	1.650	117.78	157.30	301.89	2,015.42	336.32	1,706.06
H20.3	12,526	1.275	99.90	157.55	312.05	1,450.00	338.08	1,419.47
H21.3	8,110	1.340	98.81	130.88	316.24	945.72	313.82	804.54
H22.3	11,090	1.395	93.46	126.27	322.69	1,214.95	314.39	1,180.68
H23.3	9,755	1.255	83.15	117.77	328.52	1,102.75	290.67	1,209.12
H24.3	10,084	0.985	82.79	110.47	338.18	1,109.28	305.17	1,215.12
4	9,521	0.885	79.78	105.63	339.94	1,044.27	297.56	1,168.89
5	8,543	0.830	78.35	96.80	341.79	934.25	286.22	1,050.39
6	9,007	0.830	79.77	100.97	341.73	1,001.27	294.11	1,123.79
7	8,695	0.780	78.11	96.10	342.99	957.42	288.39	1,118.41
8	8,840	0.795	78.37	98.55	342.59	951.73	292.94	1,153.76
9	8,870	0.765	77.90	100.16	343.47	968.82	295.21	1,178.80
10	8,928	0.775	79.76	103.35	343.38	975.30	304.40	1,204.56
11	9,446	0.700	82.45	107.05	344.27	1,026.76	317.42	1,258.28
12	10,395	0.795	86.74	114.44	343.26	1,130.87	335.67	1,340.74
H25.1	11,139	0.740	91.72	124.54	344.27	1,236.75	355.27	1,489.53
2	11,559	0.665	92.53	120.81	347.00	1,283.78	353.27	1,505.68
3	12,398	0.560	94.19	120.73	350.76	1,373.53	359.29	1,567.39
4	13,861	0.600	97.41	128.25	349.14	1,546.69	383.82	1,667.42
5	13,775	0.860	100.46	130.55	345.06	1,507.80	386.24	1,740.99
6	13,677	0.855	99.12	128.94	345.26	1,507.70	374.62	1,664.24
7	13,668	0.795	97.86	130.15	346.18	1,504.94	376.01	1,742.97
8	13,389	0.720	98.15	129.75	347.68	1,471.25	371.73	1,702.56
9	14,456	0.680	98.21	132.82	349.46	1,598.95	381.13	1,782.95
10	14,328	0.590	98.35	133.58	351.53	1,599.21	385.18	1,859.96
11	15,662	0.600	102.41	139.16	351.85	1,685.49	401.78	1,976.64
12	16,291	0.735	105.30	144.73	350.09	1,746.17	412.03	2,075.88
H26.1	14,915	0.620	102.03	137.59	352.78	1,636.79	401.46	1,940.44
2	14,841	0.580	101.80	140.50	353.61	1,625.22	409.32	2,050.54

※「10年国債」に関しては、日本銀行「金融経済統計月報」より「長期国債(10年)新発債流通利回」を掲載。

ベンチマーク収益率の推移（年度初来累計）



(注) 使用しているベンチマークは以下のとおり。
 国内債券：NOMURA-BPI 総合
 国内株式：TOPIX (配当込み)
 外国債券：シティグループ世界国債インデックス (除く日本、円貨換算、ヘッジなし)
 外国株式：MSCI-KOKUSA I (円貨換算、配当込み、グロス)

ベンチマークについて

ベンチマークとは、運用成果を評価する際に、相対比較の対象となる基準指標のことであり、市場の動きを代表する指数を使用している。

【国内債券】

ONOMURA-BPI 総合

野村証券金融経済研究所が作成・発表している国内債券市場のベンチマーク。国内債券のベンチマークとしては代表的なものである。

【国内株式】

OTOPIX (配当込み)

東証一部上場全銘柄の株価を株式数で加重平均して算出したもの。国内株式市場の代表的なベンチマークである。

【外国債券】

○シティグループ世界国債インデックス (除く日本、円貨換算、ヘッジなし)

日興シティグループ証券株式会社が作成・発表している世界国債のベンチマーク。時価総額につき一定基準を満たす国の国債について、投資収益率を指数化したもの。国際債券投資の代表的なベンチマークのひとつである。

【外国株式】

OMSCI-KOKUSAI (円貨換算、配当込み、グロス)

モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル社が作成・発表している日本を除く先進国で構成された世界株指数。対象国の包括性、切り口の多様性等の点で国際株式投資のベンチマークとしては代表的な存在である。

労働政策審議会令（平成十二年政令第二百八十四号）

（所掌事務）

第一条 労働政策審議会（以下「審議会」という。）は、厚生労働省設置法第九条第一項に規定するもののほか、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）別表第一第三号の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

（組織）

第二条 審議会は、委員三十人で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（委員等の任命）

第三条 委員は、労働者（家内労働法（昭和四十五年法律第六十号）第二条第二項に規定する家内労働者を含む。以下同じ。）を代表する者、使用者（同条第三項に規定する委託者を含む。以下同じ。）を代表する者及び公益を代表する者のうちから、厚生労働大臣が各同数を任命する。

2 臨時委員及び専門委員は、関係労働者を代表する者、関係使用者を代表する者及び公益を代表する者並びに障害者を代表する者（障害者の雇用の促進その他の職業生活における自立の促進に関する事項を調査審議する場合に限る。）のうちから、厚生労働大臣が任命する。

3 臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。

4 前項の規定は、専門委員について準用する。

（委員の任期等）

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで、その職務を行うものとする。

4 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

5 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

6 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

第五条 審議会に会長を置き、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、公益を代表する委員のうちから会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(分科会)

第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名称	所掌事務
労働条件分科会	(略)
安全衛生分科会	(略)
勤労者生活分科会	一 厚生労働省設置法第四条第一項第四十一号(賃金体系及び退職手当(退職手当の支払及び労働基準監督官の行う監督に係るものを除く。)に係る部分に限る。)、第四十二号(賃金体系及び退職手当に係る部分に限る。)、第四十八号、第四十九号及び第五十号(退職手当の保全措置(労働基準監督官の行う監督に係るものを除く。)に係る部分に限る。)に掲げる事務に関する重要事項を調査審議すること。 二 勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)、中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第六十号)及び中小企業退職金共済法の一部を改正する法律(平成十年法律第四十六号)の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
職業安定分科会	(略)
障害者雇用分科会	(略)
職業能力開発分科会	(略)
雇用均等分科会	(略)

2 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、厚生労働大臣が指名する。

3 前項の委員のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、各同数とする。

4 第二項の臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。

5 前項の規定は、第二項の専門委員について準用する。

- 6 分科会に分科会長を置き、当該分科会に属する公益を代表する委員のうちから、当該分科会に属する委員が選挙する。
- 7 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。
- 8 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する公益を代表する委員又は臨時委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 9 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。

(部会)

第七条 審議会又は分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長（分科会に置かれる部会にあつては、分科会長）が指名する。
- 3 前項の委員のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、各同数とする。
- 4 第二項の臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。
- 5 前項の規定は、第二項の専門委員について準用する。
- 6 部会に部会長を置き、当該部会に属する公益を代表する委員のうちから、当該部会に属する委員が選挙する。
- 7 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 8 部会長に事故があるときは、当該部会に属する公益を代表する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 9 審議会（分科会に置かれる部会にあつては、分科会。以下この項において同じ。）は、その定めるところにより、部会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。

(最低工賃専門部会)

第八条 家内労働法第二十一条第一項の規定により審議会に置かれる専門部会（以下「最低工賃専門部会」という。）に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

- 2 前項の臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。
- 3 最低工賃専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、廃止するものとする。
- 4 前条第六項から第九項までの規定は、最低工賃専門部会について準用する。

(議事)

第九条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の三分の二以上又は労働者関係委員（労働者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係労働者を代表するものをいう。）、使用者関係委員（使用者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員

のうち関係使用者を代表するものをいう。)及び公益関係委員(公益を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち公益を代表するものをいう。)の各三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前二項の規定は、分科会、部会及び最低工賃専門部会の議事に準用する。

(資料の提出等の要求)

第十条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第十一条 審議会の庶務は、厚生労働省政策統括官において総括し、及び処理する。ただし、労働条件分科会に係るものについては厚生労働省労働基準局総務課、安全衛生分科会に係るものについては厚生労働省労働基準局安全衛生部計画課、勤労者生活分科会に係るものについては厚生労働省労働基準局勤労者生活課、職業安定分科会に係るものについては厚生労働省職業安定局総務課、障害者雇用分科会に係るものについては厚生労働省職業安定局高年齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課、職業能力開発分科会に係るものについては厚生労働省職業能力開発局総務課、雇用均等分科会に係るものについては厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課において処理する。

(雑則)

第十二条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一三年九月二七日政令第三一七号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十三年十月一日から施行する。

附 則 (平成一四年一月一七日政令第四号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行の日(平成十四年三月一日)から施行する。

附 則 (平成一五年五月一日政令第二一七号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年一月五日政令第二号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、改正法の施行の日(平成十八年四月一日)から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この政令の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる時短交付金に係るこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一九年八月三日政令第二四五号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律の施行の日(平成十九年八月四日)から施行する。

附 則 (平成二二年八月四日政令第一七八号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十二年八月五日から施行する。

労働政策審議会運営規程

第一条 労働政策審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号。以下「設置法」という。）第九条及び労働政策審議会令（平成十二年政令第二百八十四号。以下「審議会令」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第二条 審議会の会議（以下単に「会議」という。）は、厚生労働大臣の請求があつたとき、会長が必要があると認めるとき又は委員の三分の一以上から請求があつたときに会長が招集する。

2 厚生労働大臣又は委員は、会長に会議の招集を請求するときは、付議事項及び日時を明らかにしなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも七日前までに付議事項、日時及び場所を委員及び厚生労働大臣に通知しなければならない。

第三条 委員は、病気その他の理由により会議に出席することができないときは、その旨を会長に通知しなければならない。

2 前項の規定は、審議会令第六条第一項に規定する分科会（以下単に「分科会」という。）及び同令第七条第一項に規定する部会（以下単に「部会」という。）について準用する。

第四条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。

3 審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

4 前三項の規定は、分科会及び部会について準用する。

第五条 会議は、原則として公開する。

第六条 審議会の議事については、議事録を作成し、議事録には会長及び会長の指名した委員二人が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。

3 前二項の規定は、分科会及び部会について準用する。

第七条 会長は、審議会が議決を行ったときは、当該議決に係る答申書、建議書又は議決書をその都度厚生労働大臣に送付しなければならない。

2 審議会は、設置法第九条第一項第三号の規定により関係行政機関に建議したときは、その写しを厚生労働大臣に送付しなければならない。

第八条 分科会の所掌事務に属さない特定の事項を調査審議するに当たつて、会長が必要と認めるときは、審議会に当該事項を調査審議するための部会を置くことができる。

第九条 分科会、前条に規定する部会又は審議会令第八条第一項に規定する最低賃金専門

部会が、その所掌事務について議決をしたときは、当該議決をもって審議会の議決とする。ただし、審議会が、あらかじめ当該議決に係る事項に関して、審議会の議決を特に必要とすることを定めていたときは、この限りでない。

第十条 分科会に属する臨時委員及び専門委員は、審議会令第四条第四項及び第五項に規定する場合のほか、分科会長の任期が終了したときに解任されるものとする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定は、部会に属する臨時委員及び専門委員について準用する。

第十一条 分科会又は部会（以下「分科会等」という。）に属すべき委員及び臨時委員のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、各同数とする。この場合において、分科会等に属すべき委員のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、異なる数とすることができる。

第十二条 この規程に定めるもののほか、分科会の議事運営に関し必要な事項は、分科会長が当該分科会に諮って定める。

2 前項の規定は、第八条に規定する部会について準用する。

第十三条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則

この規程は、平成十三年一月十二日から施行する。

労働政策審議会勤労者生活分科会運営規程

第一条 労働政策審議会勤労者生活分科会（以下「分科会」という。）の議事運営は、厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号。以下「法」という。）第九条、労働政策審議会令（平成十二年政令第二百八十四号。以下「審議会令」という。）及び労働政策審議会運営規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第二条 分科会に属すべき委員及び臨時委員（以下「委員等」という。）のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、各六人とし、公益を代表するものは、八人とする。

第三条 分科会に幹事を置く。

- 2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 3 幹事は、分科会の所掌事務について、委員等を補佐する。
- 4 幹事は、非常勤とする。

第四条 分科会の会議（以下単に「会議」という。）は、会長の請求があつたとき、分科会長が必要があると認めるとき又は委員等の三分の一以上から請求があつたときに分科会長が招集する。

- 2 会長又は委員等は、分科会長に会議の招集を請求するときは、付議事項及び日時を明らかにしなければならない。
- 3 分科会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも七日前までに付議事項、日時及び場所を委員等、幹事及び会長に通知しなければならない。

第五条 委員等は、分科会長の許可を受けて、代理者を出席させることができる。ただし、代理者は、審議会令第九条第三項において準用する同条第一項及び第二項の規定の適用については、欠席したものと取り扱う。

第六条 会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、分科会長は、会議を非公開とすることができる。

- 2 分科会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

第七条 分科会に、中小企業退職金共済部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 部会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。
 - 一 法第四条第一項第四十九号に掲げる事務に関する重要事項を調査審議すること。
 - 二 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）及び中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（平成十年法律第四十六号）の規定により審議会の権限に属さ

せられた事項を処理すること。

第八条 部会が、その所掌事務について議決をしたときは、当該議決をもって分科会の議決とする。ただし、分科会が、あらかじめ当該議決に係る事項に関して、分科会の議決を特に必要とすることを定めていたときは、この限りでない。

第九条 分科会に、その所掌事務について調査研究を行う必要があるときは、基本問題懇談会（以下「懇談会」という。）を置くことができる。

2 懇談会に属すべき委員及び臨時委員は、委員等のうちから、分科会長が指名する。

3 懇談会に座長を置き、懇談会に属する公益を代表する委員及び臨時委員のうちから、懇談会に属する委員及び臨時委員が選挙する。

4 座長は、懇談会の事務を掌理する。

第十条 部会及び懇談会の庶務は、厚生労働省労働基準局勤労者生活課において処理する。

第十一条 この規程に定めるもののほか、部会の議事運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

2 前項の規定は、懇談会について準用する。

第十二条 この規程の改廃は、分科会の議決に基づいて行う。

附 則

この規程は、平成十三年一月十八日から施行する。

附 則

この規程は、平成十四年五月二十日から施行する。

附 則

この規程は、平成二十二年十月二十日から施行する。

労働政策審議会勤労者生活分科会中小企業退職金共済部会運営規程

第一条 労働政策審議会勤労者生活分科会中小企業退職金共済部会（以下「部会」という。）の議事運営は、厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第九条、労働政策審議会令（平成十二年政令第二百八十四号）、労働政策審議会運営規程及び勤労者生活分科会（以下「分科会」という。）運営規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第二条 部会に属すべき委員及び臨時委員（以下「委員等」という。）のうち、労働者を代表するもの、使用者を代表するもの及び公益を代表するものは各五人とする。

第三条 部会の会議（以下単に「会議」という。）は、分科会長の請求があつたとき、部会長が必要があると認めるとき又は委員等の三分の一以上から請求があつたときに部会長が招集する。

第四条 分科会長又は委員等は、部会長に会議の招集を請求するときは、付議事項及び日時を明らかにしなければならない。

第五条 部会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも七日前までに付議事項、日時及び場所を委員等及び分科会長に通知しなければならない。

第六条 委員等は、部会長の許可を受けて、代理者を出席させることができる。ただし、代理者は、審議会令第九条第三項において準用する同条第一項及び第二項の規定の適用については、欠席したものとして取り扱う。

第七条 会議は、原則として公開する。

第八条 部会は、専門的事項について調査をさせ、及び説明又は意見を聞くため、部会長の依頼により専門員を置くことができる。

附 則

この規程は、平成十三年一月二十二日から施行する。

附 則

この規程は、平成十四年二月十三日から施行する。